

第4回

WWWについて・・・  
あんなことや、こんなこと(その1)

時代の寵児WWW

今や日本の新聞各紙が、「インターネット」の話といえば飛びつき、そして、「インターネットといえばWWW」みたいな記事を書き連ねる時代となりました(その割には、インターネットアドレスまで書いてくれている記事が少ないので、アクセスするときに、<http://www.ntt.jp/>のお世話になることが多いのですけれども)。

もちろん、WWWだけがインターネットではありません(私の場合でも、ビジネスでは、やはり、E-Mailの利用が90%ぐらいです)それでも、WWWがたいへん魅力的なコミュニケーション手段であることは、私を含めた多くのネットワーカーたちが認めていることと思います。

さて、「時代の寵児」ともいべきWWWですが、従来の法律の立場からはいろいろと難しい問題もあるようです(私のホンは、従来の法律の立場をかたく守ることではなく、「造反有理!」ですけれどもね)。

思いつくままに、いろいろと考えていくことにしましょう。

Q: WWWのスクリーンショットはサーバーを紹介する目的なら権利者の許可なく雑誌に掲載できるか?

WWWの画面は著作物

うーむ、これは、読者からの質問じゃなくて、編集部からの質問のような気がしますねえ(アヤシイ)。

例えば、あなたがどこかのWWWサーバーに接続したとしましょう。そうすると、

あなたは、さまざまな画像(絵や写真や文章、それにロゴなども入っていることが多いですね)を見ることができます。この画像の1つ1つ(とりあえず、「WWWの画面」と呼んでおきましょう)は、法律的には、どんな性格を持っているのでしょうか?

「WWWの画面」は、人間がこんなふう構成しようとデザインを考えて創ったものです(例外的に、人間の手がまったく関わっていないものがあるかもしれません)。しかし、極めて例外的な話は、今日のところはふれないことにします)。ということは、「WWWの画面」は「著作物」になるはずで、著作権法で「著作物」の定義を見てみましょう。

① 著作権法第1条第1項第1号

著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

さて、人によっては、「ほんとうにWWWの画面に思想又は感情を創作的に表現したものなのかなあ?」とか「WWWの画面って、ふつうは、文芸でも学術でも美術でも音楽でもないんじゃないの?」と疑問を持たれるかもしれません。けれども、法律の規定の意味を必ずしもその言葉どおりに受け取るわけにはいかないのです。私たちは、法律の規定が「現在どのような意味を持っているか」を知るために、裁判所の解釈にあたってみななければならないことが多いのです(この裁判所の解釈そのものも時代とともに変わっていきます。それでは法律を読んでも本当のことはわからないじゃないか、といわれるかもしれません。それはそれでごもっとも。でも、法律を年中変えなくても、裁判所が解釈によって、そのと

ネットワーク知的所有権研究会  
弁護士 寺本振透

Shinto Teramoto  
仕事: PEC00422@niftyserve.or.jp  
プライベート: terra@st.rim.or.jp

きどきの社会環境に応じて、時代遅れの法律で人をしばることを防いでいるという見方もできるのですよ。

最近の裁判所の考え方によれば、「思想又は感情」といっても、「およそ思想も感情も皆無であるものは著作物でないという程度の意味であって、人間の精神活動全般を指す」のです。また、「創作」といっても「完全なる無から有を生じさせるというほどの強い意味ではなく、外から読みとれる表現に作者の個性が現れていれば十分だ」といわれています。さらに、「文芸、学術、美術又は音楽」といっても、「知的、文化的精神活動の所産すべてを含み、著作物がどの分野に属するかを考えてもはじまらない」といわれています（例えば、東京地方裁判所が1984年9月28日にビデオゲーム「パックマン」の著作権侵害に関して出した判決を参照。判決の内容は、例えば、ニフティサーブからTKC判例データベースLEX/DBにアクセスすることにより見ることができます。興味のある方は、トライしてみてください）。

著作物を無断でコピーしてはならない

さて、「WWWの画面」が著作物だとすると、誰かが「WWWの画面」に対して著作権を持っているに違いありません。この人（あるいは会社や国や学校かも）を、「著作権者」と呼ぶことにしましょう（誰が著作権を持つのかという話はとても大事な問題です。これは、いずれ、時間をさいて説明しなければなりません）。

「著作権者」は、「WWWの画面」を勝手にコピーするなど、周りの人々に対して主張する権利を持っています（ちなみに、

「著作権者」は自分で「WWWの画面」を作成した人（作者）かもしれませんが、著作者から権利を譲り受けた人かもしれません。また、会社の「WWWの画面」ならば、従業員が創り、権利は会社が持つということになるでしょう）。

#### ① 著作権法第21条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。



そうすると、「WWWの画面」を勝手にコピーして雑誌に載せてはいけないような気がしませんか？

正当な引用なら許される

でも、ちょっと待った！ こんな規定もありますよ。

#### ① 著作権法第32条第1項

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

「WWWの画面」は、「公表」されていますよね（じつは、著作権法には、「公表」の意味を決める規定もありますが、話を複雑にするだけなので、今日のところは、常識どおりの意味に考えておいてください）。そうすると、「公正な慣行に合致」していて、「引用の目的上正当な範囲内」ならば、「WWWの画面」を雑誌に引用してよいということになります。

それでは、どのような「WWWの画面の引用」が「公正な慣行に合致」していて、「引用の目的上正当な範囲内」にあるのでしょうか？ その答えを出すのは簡単ではありません。なぜなら、WWWの画面がどのような意図で創られているのか、そして、それを雑誌に載せようとする人はどのような意図で引用しようとしているのかによって話が変わってくるからです。

上の設例では、WWWの画面を引用しようとする人の目的は、「そのWWWサーバーを雑誌で紹介すること」ということです。おそらく、ほとんどのWWWサーバー開設者は、なるべく多くの人に自分のサーバーにアクセスしてもらいたいと思っていることでしょう。そうだとすると、WWWサーバーを雑誌で紹介して多くの人に知ってもらおうとすることは、まず、問題にされることはないでしょう（隠しておきたいと思っているものを他人が公開したらどうか？ これは将来の課題ですね。著作権法だけではすまない問題かもしれませんよ）。

では、具体的には、どのような掲載の方法が望ましいのでしょうか。単に「公正な慣行」とか「引用の目的上正当」とかいてもわかりづらいので、具体的な指針をterraなりに掲げてみましょう。

掲載するWWWのスクリーンショットは、雑誌が用意した本文記事やイラスト、ある



Image courtesy of Silicon Graphics, Inc. Silicon Graphics, Inc. is a leading supplier of visual computing solutions and high performance servers, targeted for a wide range of technical, scientific, corporate and entertainment applications.

いは、別のWWWサーバーの画面とはきちんと区別できるようになっているべきです。

掲載するWWWのスクリーンショットは、本文の紹介記事ときちんとした関係があるべきです。単に飾りとして載せたいのであれば、正当な引用というのは難しいかもしれません（もちろん、著作権者の了解をもらえばよいわけです）。

WWWのスクリーンショットは、読者にそのWWWサーバーに興味を持たせるのに必要なもの1~2枚にとどめ、そのWWWサーバーの中身を全部ばらしてしまうようなことは避けるべきです。

現実はその簡単ではない

こうしてみると、簡単に、「WWWのスクリーンショットはサーバーを紹介する目的なら権利者の許可をとらなくても雑誌に掲載できる」と結論を出せそうですね。

でも、ちょっと待ってください。現実の世界では、他人の法律上の権利を侵さなければ何をしてもいいのでしょうか？ あるいは、法律は著作権法だけでしょうか？

たしかに、正当な範囲の引用は著作権法上は自由にできるはずですが、けれども、それにもかかわらず、その引用は著作権者の気に添わないものであるかもしれません（とりわけ、キャラクターなどは、会社の方針により、特別に許可された人にしか絶対に使わせないこともあります。それは、キャラクターの商品価値を守るためです。例えば、あるテーマパークがそこにあることを示すためであっても、地図にそのテーマパークの名前やキャラクターを勝手に載せることは嫌われるかもしれません）。

権利者の気に添わないとすると、事実上、あるいは、著作権法以外の法的手段（い

ずれ、この連載でも説明しましょう）によって攻撃されないとも限りません。

だとすると、著作権法上の問題がクリアになったとしても、最終的には、注意深く状況判断をすることをお勧めします。例えば、上の設例では、多くのWWWサーバー設置者はそのサーバーが紹介されることが望ましいと考えるであろうと判断できるからこそ、ゴー・サインが出せる場合が多くなるわけです。

もっとも、WWWサーバー設置者に第三者からライセンスされたキャラクターがそのスクリーンショットに乗っかっている場合には、その「第三者」の意向も考えておくほうがよいでしょう。

もっとオープンで、しかも、自己責任に基づいた情報の流通を考えたい

さて、伝統的な法律の考え方によれば、以上ようになるのでしょうか。けれども、インターネットの世界では、もっと別の考え方を発展させていってもよいのではないのでしょうか？

terraの価値観はこうです（あなたがterraの価値観に従う必要はありませんが）。

**1:**もし、あなたが、オープンな情報の相互流通をモットーとする文化によって発展してきたインターネットの世界でビジネスをしようとするのなら、あなた自身もオープンであるべきではありませんか？

**2:**確かに、オープンな世界にあっても、「これだけは守りたい」という部分が、あなたにもあることでしょうか。それならば、そうとはっきり表示されてはいいのでしょうか。何も言わないでいながら、気に入らないことがあると法律を盾にして周りの人を攻撃するのは、アンフェアに不意打ちを与

えることになりませんか？

**3:**コピーしてほしくないものがあれば、明確に、あなたの画面にその旨を表示されてはいいのでしょうか。警告するかしないかは、あなたの責任です。オープンな世界で情報を発信して、しかも、何のコピー禁止の警告もしないでいながら、コピーされたという当惑するのは、あなた自身にも責任の一端がありませんか。

**4:**もちろん、コピー禁止の警告を見ていながらそれを勝手にコピーした人は、その人自身の責任において危険を冒したのだから、権利者から攻撃されても泣き言をいうべきではないでしょう。

規制と自由のバランスをとるのが難しい

もちろん、オープンなやり方だけで突っ走ることができないことは、十分に理解しておくべきでしょう。もし、あなたが創った著作物が完全にコピーし放題ということになると、あなたは、新しい著作物を創る気を失ってしまうかもしれません。それは、あなただけでなく、また、あなたの著作物を見たり読んだりすることを楽しみにしている人たちだけでなく、あなたの著作物をコピーして利用したいと思っている人々にとっても、大きな損失となることでしょうか。だから、情報が自由に流通するのがいいことだというterraのような立場であっても、やはり、無断コピーを野放しにするわけにはいかないのです。



URL <http://www.wdp.com/cgi-bin/htimage/BVPM/images/Lobby.map?294,132>  
 The pages and in-line images on this server are  
 (c) 1994 The Walt Disney Company.  
 All Rights Reserved.

その反面、ほとんどすべての人間の創作物は、過去の他人の成果の上になりたっているという事実も忘れるわけにはいきません（よく、「創作者は巨人の肩の上に乗っている」ということがいわれます。巨人とは、すなわち、過去の他人の創作物の蓄積のことです）。したがって、他人の創作物を利用することをあまりにも厳しく禁止するならば、それ以後、新たな創作が生まれる可能性の芽も摘み取ってしまうことになりかねません。

ですから、規制と自由のバランスを上手にとらないと、私たちの社会は、知的生産物によって順調に発展していくことはできないでしょう。そして、このバランスをとろうとする永遠の試みが著作権法であり特許法なのです。

### 1人1人が発言しよう

あなたはどうかお考えになりますか？ インターネットの世界のルールは、まだ、確立しているわけではありません。あなたの考え

方をこれから形作られていくルールに反映させたいとは思いませんか？ それならば、あなたも発言しようではありませんか！

法律は法律家だけのものではありませんし、法律家だけにまかせることで適切なルールが作られるものでもないのですから。

e-mail [ip-law@impress.co.jp](mailto:ip-law@impress.co.jp)

このコーナーで取り上げてほしい質問を募集しています。インターネットを使うときに気になるいろいろな法律の問題に、ネットワーク知的所有権研究会の弁護士や弁理士の方々が誌上で答えます。質問は、電子メールでお寄せください。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)